

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	特定個人情報保護評価の実施結果について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

(担当部課：総合政策部企画政策課)

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号利用事務（28年4月からの変更等）にかかる特定個人情報保護評価を実施した。

そのため、新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、実施した特定個人情報保護評価の結果について、特定個人情報保護委員会へ提出する前に、本審議会へ報告する。

1 個人番号利用事務の内訳

		今回実施した基礎項目評価
法定事務	2 事務	2 件（新規 1、変更 1）
区独自利用事務	1 事務	1 件（変更 1）
計	3 事務	3 件

特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、対象者数が1000人未満の事務については特定個人情報保護評価を実施しない。（しきい値判断）

2 評価結果

資料1のとおり

3 今後のスケジュール

本審議会へ報告した後、特定個人情報保護委員会へ提出し、公表する。